

保険料の免除・猶予制度があります

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受けられなくなったり、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるのが困難なときは、免除等の制度を利用しましょう。

平成26年4月からは、過去2年（2年1カ月前）までさかのぼって申請ができるようになりました。

保険料免除制度・若年者(30歳未満)納付猶予制度

第1号被保険者で保険料の納付が困難な場合、前年の所得状況などに応じて保険料が免除または猶予される制度です。

手続き時期	年度の切り替えは7月です
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 今年1月以降に他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの 失業を理由とするときは、雇用保険被保険者離職票などの写し 年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） 認印（自署のときは不要）

学生納付特例制度

所得の少ない学生の方が国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。

手続き期間	平成26年4月分から平成27年3月分の保険料については、平成26年4月1日から平成27年4月30日まで
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 学生証（写し）または在学証明書 年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） 認印（自署のときは不要）



国民年金マスコット
ネッキーくん

保険料の免除等の承認を受けた期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

■問い合わせ 町民課戸籍年金係 ☎85-6129 または 米沢年金事務所 ☎0238-22-4220

日本年金機構 米沢年金事務所 平成26年度「移動年金相談日」

相談日	予約申込締切日
6月25日(水)	6月20日(金)
7月23日(水)	7月18日(金)
8月27日(水)	8月22日(金)
9月24日(水)	9月19日(金)
10月22日(水)	10月17日(金)
11月26日(水)	11月21日(金)

●相談は予約制です。締切日までに町民課戸籍年金係までお申し込みください。

●相談時間 午前10時～午後1時 ※相談時間は30分

●相談会場 中央公民館 1階 文化実習室
※会場は都合により館内別室になる場合がありますので、ロビーの案内板でご確認ください。

■申し込み・問い合わせ 町民課戸籍年金係

☎85-6129